

夏季休業日の延長について

津久見市教育委員会

1 夏季休業日の延長 ～以前の夏休み期間に戻す～

	夏季休業日	改正の主たる理由
平成 30年度まで	7月21日～8月31日	授業時数の確保 熱中症リスクの軽減
令和元年から令和6年度まで	7月21日～8月24日	
令和7年度から	7月21日～8月31日	

2 延長の必要性 ～危険な暑さから児童生徒を守る～

○近年の8月は気温35度を超える猛暑日や、運動の原則中止などを呼びかける熱中症警戒アラートが多発している。

○令和6年4月30日付文部科省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」では、「児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長等について検討すること」としている。

3 授業時数の確保 ～ブラッシュアップされた授業や行事の実施～

○1時間完結型授業の推進、学校行事の精選、中体連行事の削減、教職員の研修・会議等の見直しを行い、年間授業時数確保の見通しが立った。また、令和6年度から導入した2学期制により、始業式・終業式や期末整理期間の回数が減り、より授業時数が確保できるようになった。

○「総合的な学習の時間の学校外の学習活動」(体験活動、探究的な学習等)を、夏季休業日等に行う場合、学校の判断によって、年間授業時数の4分の1程度まで実施することができる。

※令和7年度より「余剰時数も含めた年間計画時数が標準授業時数を大幅に上回っている学校は、原則として加配措置の対象外」となる。

4 不登校の未然防止対策 ～9月1日授業再開に向けてゆとりのある準備～

○これまでは閉庁日の後、5日間ほどで授業を再開してきた。令和7年度からは10日間ほど期間があり、不登校傾向の児童生徒へのアプローチや、宿題を終えていない児童生徒への複数回支援を行うことができる。